

六篠会代議員選出規定

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、六篠会会則第 7 条の代議員選出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代議員の数)

第 2 条 代議員の総数は、50 人以内とする。

(代議員の選出)

第 3 条 代議員は、卒業年、学科、及び鶴陵会から、可能な限り偏らないように考慮して選出するものとする。

- 2 六篠会の支部設立及び運営に関する規定に基づき登録された支部から 1 人を支部の推薦により、選出することができる。

附 則

この規定は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。